

審 査 基 準

平成30年6月25日作成

法 令 名： 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項： 第4条第1項
処 分 の 概 要： 自動車の保管場所証明
原権者（委任先）： 警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件）、第2条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）、第2条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審 査 基 準： 上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 7日（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先： 自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課（係） 八代警察署氷川幹部交番（自動車の保管場所の位置が八代警察署管内のものに限る。）
問 合 せ 先： 自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課（係）
備 考：